

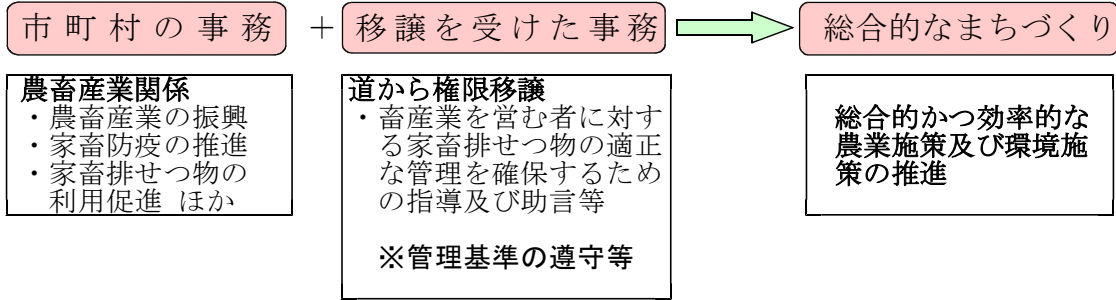
# 家畜排せつ物の適正な管理に関する指導等を 地元市町村で

～道から市町村への権限移譲：全道重点推進権限～

## 権限移譲により地元で進める畜産環境対策

家畜排せつ物は、農業生産における貴重な有機質・肥料資源であり、適正に管理しその利用を促進することは、農畜産業の健全な発展とともに、大気・水循環の保全・資源循環型社会の構築といった政策課題に対し大きく貢献することが見込まれます。

この「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく権限に関して、地域の実情を最もよく知っている市町村が、権限移譲により、畜産を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導等を行うことが可能となります。



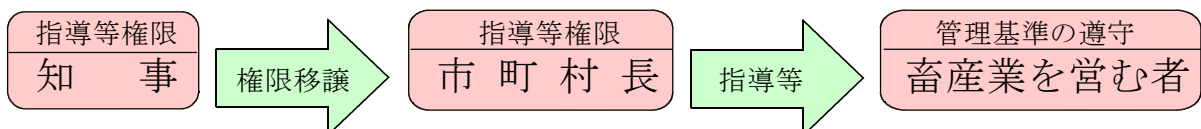
## 管理基準 (農林水産大臣が「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき定めた基準)

- 1 構造設備に関する基準 (法施行規則第1条第1項第1号)
  - ① 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
  - ② 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
- 2 管理方法に関する基準 (法施行規則第1条第1項第2号)
  - ① 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
  - ② 管理施設の定期的な点検を行うこと。
  - ③ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
  - ④ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
  - ⑤ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

## 畜産を営む者に対する指導及び助言等が市町村となります

### ■関係法律：家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

移譲する権限	1 管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言 (法第4条)
	2 管理基準を遵守すべき旨の勧告 (法第5条第1項)
	3 勧告に係る措置をとるべき旨の命令 (法第5条第2項)
	4 報告の徴収又は事業場への立入検査 (法第6条第1項)
	5 処理高度化施設整備計画の認定 (法第9条第1項)
	6 認定処理高度化施設整備計画の変更の認定 (法第10条第1項)
	7 認定処理高度化施設整備計画の認定の取り消し (法第10条第2項)
	8 認定処理高度化施設整備計画の実施状況に係る報告の徴収 (法第13条)



## 行政のメリット

### ◎総合的かつ効率的な農業施策と環境施策の推進

市町村が担う「農畜産業の振興、家畜防疫の推進、家畜排せつ物の利用促進」等の事務と関連する「家畜排せつ物の適正な管理を確保するための指導等」の事務の権限移譲を受けることにより、市町村の総合的かつ効率的な農業施策及び環境施策の推進が可能となります。

### ◎事務処理の迅速化

地域の畜産業を把握している市町村が、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため、直ちに現地調査を行うことが可能となり、畜産業を営む者に対する指導等により、環境保全措置を図ることができます。

### ◎行政コストの削減

市町村ですべて判断することで、事務処理の円滑化・効率化が図られます。道内の市町村への権限移譲がさらに進むと、道と市町村の二重コストが解消されます。

## 権限移譲済み市町村

### ■ 24市町に権限移譲 (R5.4時点)

地域	数	市町村名	地域	数	市町村名	地域	数	市町村名
空知	4	美唄市、芦別市、深川市、浦臼町	石狩	1	石狩市	後志	3	蘭越町、共和町、喜茂別町
胆振	2	登別市、壮瞥町	渡島	4	北斗市、知内町、鹿部町、森町	檜山	2	せたな町、奥尻町
上川	2	鷹栖町、美瑛町	留萌	1	苫前町	宗谷	3	枝幸町、幌延町、利尻富士町
十勝	1	鹿追町	根室	1	羅臼町			

## 道から市町村への財政的な措置

### ■ 北海道権限移譲事務交付金の交付

前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。

【令和4年度交付金予定単価 (1件当たり)】

1	管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言	4,440円
2	管理基準を遵守すべき旨の勧告	1に含む
3	勧告に係る措置をとるべき旨の命令	1に含む
4	報告の徴収又は事業場への立入検査	2,944円
5	処理高度化施設整備計画の認定	2,374円
6	認定処理高度化施設整備計画の変更の認定	5に含む
7	認定処理高度化施設整備計画の認定の取り消し	5に含む
8	認定処理高度化施設整備計画の実施状況に係る報告の徴収	2,000円

## 道から市町村へのサポート

■ 権限移譲を受けた市町村における円滑な事務処理を支援するため、随時、アドバイスや相談の対応などを行います。

■ お気軽にいつでもご相談ください。



### 【お問い合わせ先】

◆ 北海道農政部生産振興局畜産振興課畜産環境係

電話 011-204-5440

FAX 011-232-1064

E-mail nosei.rakuchiku1@pref.hokkaido.lg.jp

◆ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興係又は畜産係